

学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会福祉法人うしおだ 〒230-0047 横浜市鶴見区下野谷町 4-163-1
2 研修事業の名称	うしおだ介護職員初任者研修（通学）
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修 課程 （ 通学 ・ 通信 ）
4 開講の目的	① 高齢者・障害者の人権を守り、日常生活の自立を支援する介護職員の育成を行います。 ② 「安心して住み続けられる街」のネットワークづくりに参加し、医療・福祉の関係諸機関・ボランティアの人たちとの連携をはかります。 ③ 常に利用者の立場に立つ介護職員として、専門的技術、知識の研鑽に努め、社会保障の進歩発展に寄与します。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	責任者 ; 倉石 奈津美 コーディネーター ; 倉石 奈津美 初任者研修担当者 川瀬 敏正 045-521-5147（直通）
6 受講対象者（受講資格）及び定員	年齢が 15 歳以上で、横浜近郊に在住・在勤で全日程通学可能な者（国籍制限なし） 定員は 20 名
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む） 受講手続及び本人確認方法	① 当法人指定の申込用紙に必要事項記載の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受け付けは終了する ② 当法人は書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する。 ③ 受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。 ④ 教材は研修初日に受講者に渡す。 ⑤ 本人確認を開講時に実施する。確認は住民票・運転免許証等で行う。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	55,000 円 *納付期限別途定める (内訳) ・受講料 49,500 円 ・テキスト代 5,500 円
9 研修カリキュラム	介護職員初任者研修：別添様式3-1又は4-1のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	無し
11 研修会場 (名称及び所在地)	うしおだ総合ケアセンタービル 横浜市鶴見区矢向 1-5-29 汐田総合病院 横浜市鶴見区矢向 1-6-20

12 使用テキスト (副教材も含む)	中央法規「介護職員初任者研修テキスト1(第4版).2(第3版)」
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<p>修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。</p> <p>① 成績評価は、神奈川県介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験により前に到達目標に達するよう支援する。</p> <p>② 実習に関する評価は、実習レポートに基づき行う。</p> <p>③ 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。</p> <p>④ 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。評価基準(100点を満点とする) A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満</p>
14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<p>(欠席者の取り扱い) 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。</p> <p>(補講の取り扱い) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、講義・演習の総合計科目のうち5科目を上限とし、補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料等については、当法人の補講の場合、1科目1単位につき3,000円(税込)を受講者の負担とする。他の事業者の実施する研修で補講を受講する場合はその事業者の規定に従うこととする。原則として、補講できる単位は「項目」であるが、当法人で補講を実施する場合は「科目」ごとに、他の事業者で実施する場合は「科目」の内容(実施方法含む。)及び時間数が同一の場合は、「科目」ごとに補講できるものとする。</p>
15 科目免除の取り扱いとその手続き方法	<p>申込時点で、神奈川県が定める介護施設等(介護員養成研修事業者指定要領別表2「介護員養成研修実習先一覧」による。)で、過去3年間に1年以上従事した実務経験を有する者は、「実習免除申請書」及び「介護業務従事証明書」の提出により6時間の実習を免除する。</p>
16 解約条件及び返金の有無	<p>(受講者からの解約) 受講開始後の退校は、返金はしない。 開校日5日前までは、振込手数料を差し引いた全額返金する。 開校日2日前までは、振込手数料を差し引いた半額返金する。</p> <p>(研修事業者からの解約) 開校最小申込者数10人に満たない場合は、全額返金とする。振込手数料は法人負担とする。</p>

17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス ; http://www.shafuku-ushioda.or.jp
18 受講者の個人情報の 取り扱い	個人情報保護規定の作成 (有・無) 受講者から取得した個人情報を遵守し、社会福祉法人うしおだ「個人情報保護ガイドライン」に基づき受講者の個人情報を保護する。 なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出する。
19 修了証明書を亡失・ き損した場合の取扱い	修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。但し、再発行にかかる発行手数料(修了証明書・携帯用証明書)は、各1通1,000円(税込)とし、修了者の負担とする。
20 その他研修実施に係る 留意事項	(受講の取り消し) 次に該当する者は受講を取り消すことができる。 ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。 ② 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。